

令和3年10月1日

関係各位

中城村役場 産業振興課

中城村プレミアム付商品券発行事業 取扱店舗募集要項

1. 目的等

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で低迷する域内消費の喚起を目的として「中城村プレミアム付商品券」を発行するのに伴い、商品券の取扱店舗を募集いたします。

商品券取扱店舗として登録を希望する事業者は、下記事項を確認・同意の上、令和3年10月29日（金）必着で必要書類を郵送または持参することにより応募してください。

※令和3年10月29日（金）を過ぎても取扱店舗に登録を可能です。ただし、商品券利用者向けに発行するチラシ等の広報物への掲載が間に合わない可能性がございます。予めご了承ください。

2. 当事業の実施主体

中城村役場 産業振興課

3. プレミアム付商品券概要

① 発行する商品券の内容

発行総額	8,000万円
プレミアム分	25% (1,600万円)
発行冊数	16,000冊
一冊あたりの構成	額面総額5,000円（500円×10枚綴り） 【内訳】 500円×4枚=2,000円分は登録店舗全てで利用可能な「共通券」と、 残り500円×6枚=3,000円分は登録店舗のうち中小企業店舗等のみで利用可能な「専用券」で構成する。 「共通券」「専用券」については、2頁をご参照ください。
利用予定期間	令和3年12月21日（火）～令和4年2月28日
販売方法	直接販売（販売所：中城村役場を予定）
購入対象者	令和3年10月31日時点において住民基本台帳に記録されている村民 ※18歳未満の場合は保護者の申請により購入可とする。 ※商品券購入期間内に在庫が残る場合は対象を村外にも広げる予定。
購入限度冊数	1人当たり4冊を上限とする。
利用可能店舗	商品券取扱店舗として登録を受けた店舗

② 商品券の利用対象にならないもの

- ・ 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ・ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・ たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- ・ 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に係る支払い（パチンコ、麻雀、ゲームセンター、ギャンブル、性風俗関連特殊営業に関わるもの）
- ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・ 商品券の交換又は売買
- ・ 取扱店舗が特別に指定した商品

③ 「共通券」「専用券」について

- ・ 「共通券」は、商品券取扱い店舗として登録を受けた店舗全てで利用できる商品券です。
- ・ 「専用券」は、売り場面積が 500 m²以下の店舗で利用できる商品券です。
ただし、売場面積が 500 m²以上あっても、本店所在地が中城村の場合は「専用券」も利用できることとします。

4. 商品券の取扱厳守事項

- ① 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- ② 商品券は「中城村プレミアム付商品券取扱店」として登録された店舗等で利用できます。
- ③ 商品券と現金との交換は禁止しています。
- ④ 商品券の券面金額に満たない利用であっても、釣り銭は出さないでください。
- ⑤ 不足分は現金等で受け取ってください。
- ⑥ 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- ⑦ 商品券の紛失及び盗難に対し、中城村役場産業振興課はその責めを負いません。

5. 取扱店の参加資格について

- ① 中城村内に店舗、事業所等を有する事業者とします。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する営業を行うものではないこと。
- ③ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者ではないこと。
- ④ 「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者ではないこと。
- ⑤ 「中城村暴力団排除条例」（平成 23 年 9 月 26 日条例第 9 号）を遵守すること。

取扱店の責務等

- ⑥ 商品券の利用期間中は、所定のポスター等を利用者の見やすい場所に掲示してください。
- ⑦ 利用者から商品券を受け取る際は、見本券と照合し、相違がないことを確認してください。偽造防止加工ない、色合いが明らかに違うなど、偽造券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに中城村役場産業振興課へ報告してください。なお、過って受け取った偽造券は中城村役場産業振興課に引き渡してください。
- ⑧ 商品券を受け取ったときは、再使用を防止するため商品券裏面に取扱店名・利用日を記入（ゴム印等可）することとし、既に取扱店名の記入のあるものは受け取りを拒否してください。
- ⑨ 商品券の交換及び売買は行わないでください。
- ⑩ 利用期間中に行われる「商品の売買」、「サービスの提供」等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。（例：リフォーム等の工事の場合、利用期間中に工事が完了するようご注意ください）
- ⑪ 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

6. 登録方法

プレミアム付商品券の取扱を希望する事業所は、この募集要項の記載内容に同意の上、中城村役場 産業振興課宛てに以下①～③の書類を提出してください。申請書提出期限は、令和3年10月29日（金）必着とし、郵送又は持参のみ受け付けます。なお、申請後、登録の可否を審査した上で、その結果を文書でお知らせします。

- ① 中城村プレミアム付商品券取扱店登録申込書（別紙様式第1号）
- ② 中城村プレミアム付商品券発行事業 口座振替申請書（別紙）
- ③ 振込先口座を確認できる通帳の写し

7. 換金について

① 換金方法

商品券取扱店は、中城村役場に「取扱店舗登録証」を提示するとともに、使用済み商品券の裏に取扱店名を記入の上、「商品券換金請求書」とともに提出する。一方、換金機関は商品券の枚数を確認し、預り証を発行の上、翌月末日迄に予め取扱店が指定した振込口座に入金する。

② 換金予定期間

令和3年12月21日（火）～ 令和4年2月28日（月）

③ その他

取扱店には、11月初旬頃に商品券の取扱要領などをお知らせします。

8. 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消すことがあります。また、違反により損害金が発生した際は請求することがあります。

<お問い合わせ及び申請書提出先>

〒901-2493 沖縄県中頭郡中城村字当間 585 番地 1

中城村役場 産業振興課 担当 新垣 (あらかき)、儀間

TEL : 098-895-2163 FAX : 098-895-3048